

給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

令和 年 月 日

大阪市長 あて

申請者（特別徴収義務者）											
住所 または 所在地											
氏名 または 名称											
法人番号 <small>(個人番号は記載不要)</small>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
電話番号											

大阪州市税条例第45条及び第68条第2項の規定による給与所得等に係る市民税及び府民税特別徴収税額の納期の特例適用の承認を申請します。

納期の特例を受けようとする税額	
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	分以後の給与所得等に係る市民税及び府民税特別徴収税額

申請の日前 6 月間の各月末の給与の支払を受けた人員及び各月の支払金額（外書は臨時勤務者に係るもの）					
年	月	人員	支払金額	人員（外）	支払金額（外）
令和	<input type="text"/>	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円
令和	<input type="text"/>	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円
令和	<input type="text"/>	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円
令和	<input type="text"/>	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円
令和	<input type="text"/>	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円
令和	<input type="text"/>	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円

やむを得ない理由により現に滞納している徴収金がある場合には、その理由

申請日前 1 年以内に納期の特例の承認が取り消されたことがある場合には、その年月日
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

【記載上の注意事項等】

給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例について

(1) 納期の特例の承認を受けることができる者

この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事務所等の特別徴収義務者です。

(2) 上記(1)における注意事項

ア 「事務所等」というのは、事務所、事業所その他これに準ずるもので、給与の支払事務を取り扱うものをいいます。

イ 「常時10名未満」というのは、常には10人に満たないということであって、繁忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

ウ 市税に滞納がある特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、納期の特例の承認を受けた後において市税に滞納があると、この特例の承認を取り消す場合がありますのでご注意ください。

(3) 納入期間及び納入期限

この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間に係る給与又は退職手当等から徴収した市民税・府民税特別徴収税額を、それぞれの納入期限までにまとめて納入することができます。

区分	納入期限
6月から11月までの期間	12月10日
12月から翌年5月までの期間	翌年6月10日

※承認を受けた日の属する期間は、その日の属する月から、その期間の最終月までとなります。

(4) 納期の特例の要件に該当しなくなった場合

この特例の承認を受けた後において、給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届け出てください。

※ 以下の欄には記載しないでください。

収納対策担当処理欄	調 査 所 見			
	担当課長	担当課長代理	担当係長	